

令和4年度 旧上瀬谷通信施設少年野球チーム募集要項

旧上瀬谷通信施設内野球場の利用を希望する 少年野球チームを募集します

1 応募の条件

限られた土地の利用となるため、他に練習場が無いなど、日頃の活動に支障をきたしているチームを対象とし、次のいずれかの条件を満たすチームとします。



- ① 瀬谷区小学生野球連盟又は旭区少年野球連盟に所属しているチーム
(令和4年度加入予定チームも含む)
- ② 野球場を設置したチームや返還前から募集野球場で恒常的に練習をしているチーム
(設置チーム・既存チーム)

次に掲げる使用については、「招待チーム」とし、申込みの必要はありません。

- ・瀬谷区小学生野球連盟、旭区少年野球連盟、両区ソフトボール協会の各大会で使用する場合
- ・利用チームと練習又は試合を行うにあたり使用する場合
- ・利用チームに関係するリーグ戦等への出場により使用する場合

2 利用条件及び遵守事項

- ① チーム募集を行う野球場は、米軍球場及び上川井球場です。場所については2ページをご参照ください。瀬谷区の少年野球チームは米軍球場を、旭区の少年野球チームは上川井球場を利用することとします。

なお、上瀬谷球場は瀬谷区野球協会の管理で利用者を調整しているため、本市によるチームの募集は行いません。

- ② 両球場の利用チームは、「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」(以下「連絡会」という。)に加入していただきます。
- ③ 利用期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までです。
- ④ 野球場利用は原則として土曜・日曜・祝日の7時から17時までです。
- ⑤ 野球場利用スケジュールについては、令和4年3月に調整し、決定します。
- ⑥ 利用に際しては、連絡会の一員となり野球場の管理運営を担っていただく必要があります。

野球場や利用チームごとに担う内容が異なりますので、**別紙1**「管理運営上の役割分担等について」を参照いただき、ご理解のうえお申込みください。

- ⑦ 遵守事項の詳細は、連絡会で野球場ごとに「管理運営要領」を定めています。

- ※ 令和4年度の野球場利用は、横浜市が国から一時使用の許可等を得ることが条件(手続中)になっているため、野球場利用を確約するものではないことをご承知おきください。
- ※ 国または横浜市が実施する土壌汚染等の調査結果もしくは工事着手の時期によっては、使用できない期間が生じる場合や使用許可期間が変更になる可能性があります。
- ※ 本募集要項及び管理運営要領等は都市整備局上瀬谷整備推進課のHPに掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/zanteiriyou.html>

3 募集対象野球場

- 米軍球場（3グラウンド：ABC各グラウンド）
- 上川井球場（1グラウンド）

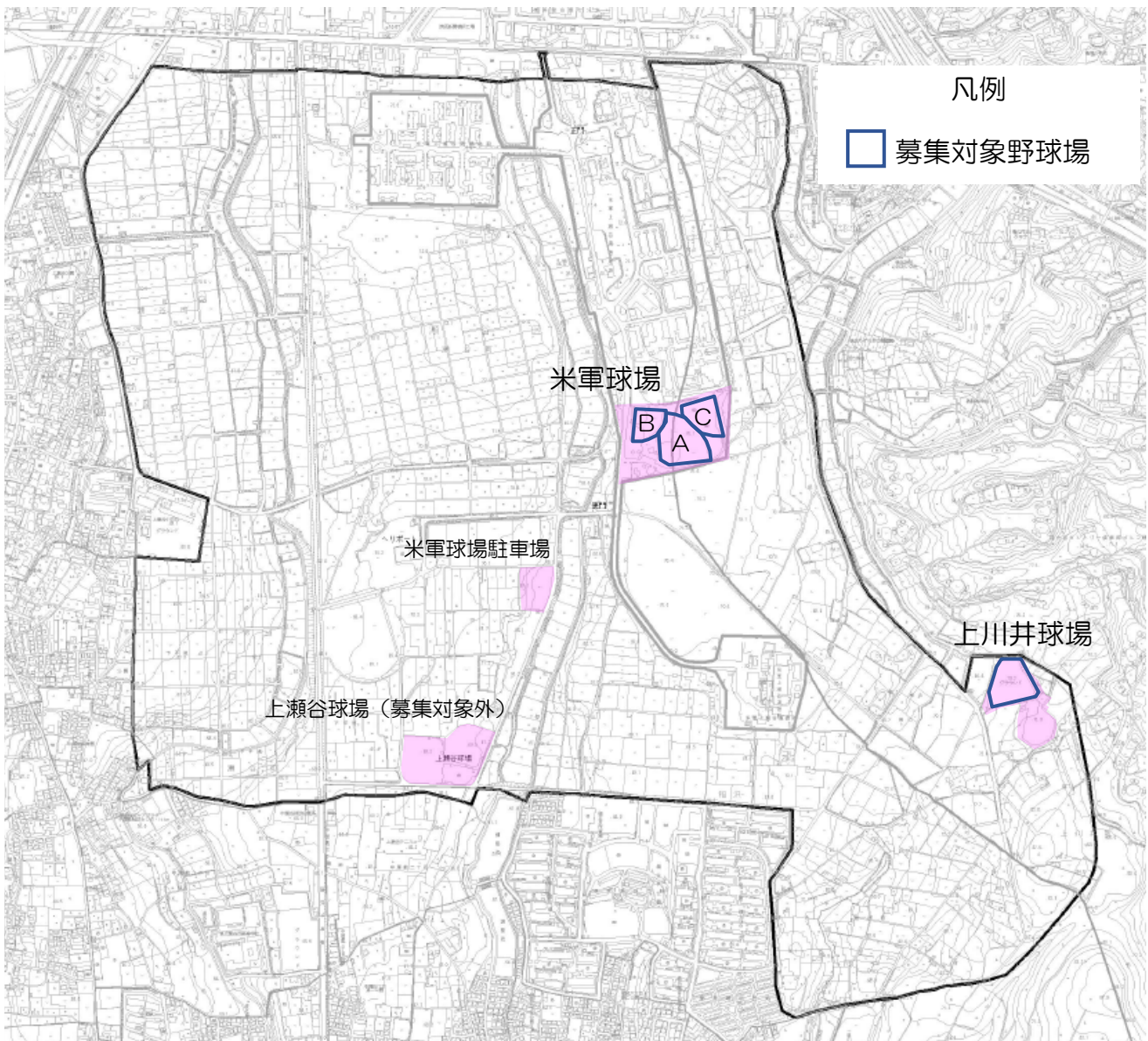


注：野球場ごとに管理運営等ルールが異なります。

別紙1「管理運営上の役割分担等について」を必ずご参照、ご確認ください。

※ グラウンドごとに規模は異なります。

また、希望通りのグラウンドを利用できるとは限りません。



4 申込方法

別紙2 申込書に必要事項を記載の上、令和4年2月25日（金）（必着）までに
下記〈送付先〉あて郵便、ファックス、Eメールのいずれかで送付ください。

※ 必ず「2 利用条件及び遵守事項」、「別紙1 管理運営上の役割分担等について」をご
確認いただき、全てご了承いただいたうえでお申込みください。

※ 新規申込者には利用上の留意点をご説明します。045-671-2061 にお電話下さい。

〈送付先〉

郵便 : 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
横浜市 都市整備局 上瀬谷整備推進課 あて
ファックス : 045-550-4098
Eメール : tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.jp



5 スケジュール

日程	内容
2月10日（木）	募集開始
2月25日（金）	申込締切（必着）
2月下旬	横浜市から、利用を開始するチーム代表者（申込者）に対して 「利用調整のご案内」についてご連絡
3月中	利用調整 ※原則として書面により調整を行います。
4月 1日（金）	令和4年度の利用開始

【お問合せ先】

（旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会事務局）

横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課

電話：045-671-2061※ FAX：045-550-4098

※土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前8時45分～午後5時15分

Eメール：tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.jp



1 管理運営上の役割分担について

(1) 基本的な考え方

駐車場管理及びグラウンドの草刈りについては、次の考え方で分担する。

- ◆**場外駐車場管理**（米軍球場及び上川井球場）
各チームが利用枠に応じた割合で行う。
- ◆**グラウンドの草刈り**（草刈機の燃料費もそれぞれのチームが負担する）
グラウンド周辺 ⇒ 全利用チーム（範囲は利用枠に応じた割合で配分）
グラウンド内 ⇒ 設置チーム※₁・既存チーム※₂
※₁ 設置チーム：野球場を設置した、野球場を管理運営するチーム
※₂ 既存チーム：返還前から募集グラウンドってで恒常的に練習しているチーム

(2) 施設の撤去

野球場を管理運営するチーム（設置チーム）が撤去する。

2 施設等の利用・補修について

(1) 利用について

施設・物品ごとの利用の考え方は次のとおりとする。

◆共同使用する施設・物品

- ・グラウンド、バックネット、ベンチ、トイレ等の定着施設
- ・グラウンド整備用物品（トンボなど）
- ⇒ トイレ清掃は各利用チームが野球場を利用することに行うこととする。

◆各チームが用意するもの

- ・野球用具（ベース、ライン引き、石灰）
- ・草刈機
- ⇒ ただし、チーム間での貸借による調整も可能とする。

※置場については、チーム間で取り決めるか、連絡会において調整するものとする。

(2) グラウンドコンディション維持及び補修について

ア トイレの維持費、土入れ、水まき等グラウンド整備（燃料費含む）

設置チームの負担とする。

イ グラウンドコンディション維持のための整備は全利用チームが行う。

ウ 降雨時のグラウンド使用可否の判断は設置チームが行う。

エ ネット補修、トンボ・ベンチ等修理

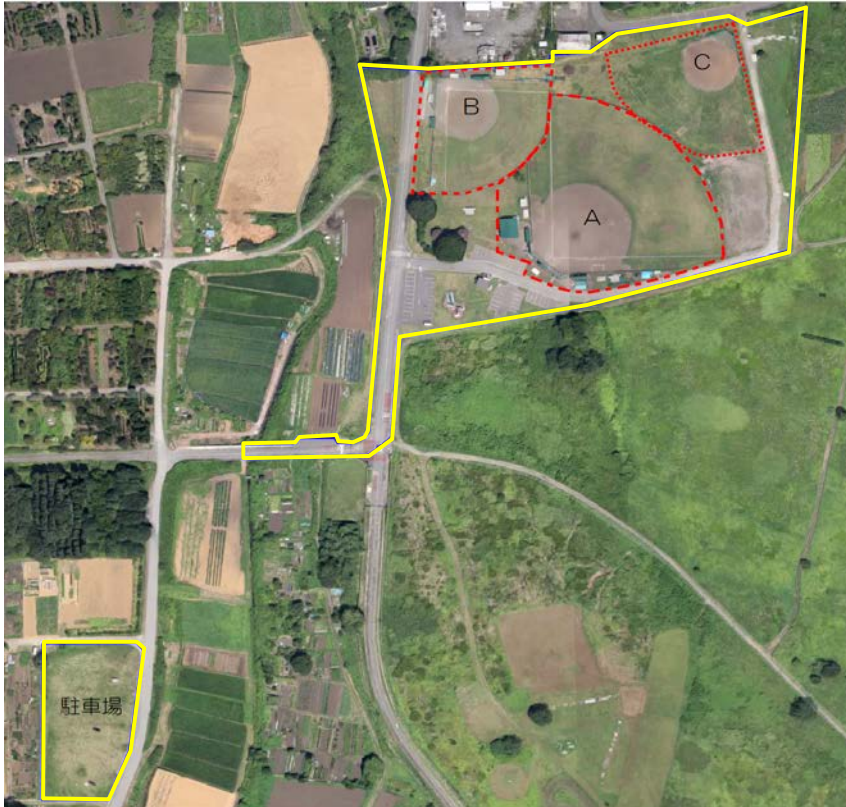
原因者が明確である場合を除き、設置チームの負担とする。

3 その他

予期しない事項については、野球場ごとに開催する連絡会の中で協議し定めることとします。

4 球場ごとのグラウンド配置及び注意事項

○米軍球場



- ① 利用時の駐車管理や草刈（駐車場を含む）を行う必要があります。
- ② Bグラウンドに接する通路の西側及びCグラウンドの東側は斜面なので、ウォームアップやキャッチボールなどに使用することはできません。

○上川井球場



- ① 周辺農地所有者の皆様のご理解がないと野球場利用ができないため、利用に際しては十分に配慮していただく必要があります。
 - ・ 利用チームは、原則として年3回程度の近隣農家との合同草刈に参加していただきます。
 - ・ 車で程ヶ谷カントリークラブ外周道路からの進入は時速5キロです。
 - ・ ボールが区域外の畑に入った場合、無断で取りに入ることはできません。農地所有者の方にお声がけのうえ、ボールを取ってもらってください。不在の場合は、あらためてお声がけください。
- ② 利用時の駐車管理や草刈（駐車場を含む）、その他施設の維持管理を行う必要があります。

旧上瀬谷通信施設少年野球チーム募集要項に従い野球場を利用したいので、次のとおり申込みます。
 なお、利用にあたっては募集要項及び各要綱・要領を遵守するとともに、旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会に加入します。

令和 年 月 日

チーム名 _____ 代表者住所 _____
 代表者氏名 _____
 電話連絡先 _____
 メールアドレス _____

チーム設立年月	昭和・平成・令和 年 月
チーム構成員	指導者（大人） 人 子供（小学生） 人 子供（中学生） 人
軟式・硬式の別	軟式 ・ 硬式
少年（小学生）野球 連盟加入の有無	有 ・ 無（ ） <small>※「無」の場合はカッコ内に所属団体を記入してください。</small>
主な活動場所（現時点）	所在地（市区町村） _____ 野球場名 _____ <small>※普段使用している野球場を記載してください。</small>
主な活動日時（現時点）	土曜 時 から 時 日曜・祝日 時 から 時 平日 時 から 時
利用希望日時	土曜 時 から 時 日曜・祝日 時 から 時
利用希望理由	
チーム成績 <small>※直近2大会程度記入</small>	（例）〇〇年度〇〇大会準優勝
意見欄	

◆設置チームとして設置申請をされる場合は、次のことをご確認ください。

自らが管理する施設を他の利用チームが使用することに同意します。

同意する場合は、シ点
チェックをしてください